

西宮市中小企業勤労者福祉共済健康診断受診補助金交付制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市中小企業勤労者福祉共済条例（昭和47年西宮市条例第45号）第1条の規定に基づき、加入者がその会員に、市の指定医療機関が実施する健康診断を受診させた場合に市が加入者に交付する補助金に関し、必要な事項を定める。

(指定医療機関、検診内容及び補助金額)

第2条 指定医療機関、検診内容及び補助金額については、以下のとおりとする。

指定医療機関	検診内容	補助金額
(一社) 西宮市医師会 西宮市染殿町8番3号	定期健康診断	2,100円
	全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診	1,600円

2 全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診において、未受診項目ありの場合の補助金額については、別途に定める。

(手続)

第3条 加入者が補助金の交付を受けようとするときは、健康診断受診日から起算して3ヶ月以内に健康診断受診補助金申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときはこの限りでない。

2 加入者は、前項の申請をする場合、健康診断受診補助金申請書の受診証明欄に指定医療機関の確認印を受けなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、加入者が補助金の交付を受けようとするときは、令和5年3月31日までに健康診断受診補助金申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第3条 健康診断受診補助金の交付は、加入者の指定する預金口座に振り込むものとする。

(交付の制限及び返還)

第4条 市長は、加入者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたことが判明した場合は、補助金を交付せず、又はただちに返還させるものとする。

付 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。